

十三 初期利子

の税率を乗じた金額を控除
することができる。
平成十七年十二月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ。）。

$$\text{償還金額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期以後の利子
毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

十五 償還金額
平成二十七年六月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

十六 元利支
平成十七年八月四日から平成十
七年八月十六日まで

十七 払込期日
平成十七年八月二十二日

十八 募集期間
平成十七年八月四日から平成十
七年八月十六日まで

十九 払込期日
平成十七年八月二十二日